



建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：H形断面材と補強材等の無溶接接合技術「スマートアタッチ工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

耐震補強工事において火災防止の観点から現場での無溶接化に対応する従来の技術として高力ボルト接合がある。しかしながら、従来の工法では既存鉄骨フランジにボルト孔による断面欠損が発生してしまうという問題がある。本工法は、これらを解決するため既存鉄骨フランジに孔欠損を生じないボルト接合の技術を開発することを目的とする。また、その接合部耐力評価方法を確立することで、容易に設計が可能な接合技術を目指す。

（開発の目標）

- (1) 本工法によるSA金物・SAプレートと既存の柱・梁との取り付く部分の耐力評価式により計算される接合部耐力が、方杖材の軸力に対して耐震補強に必要な余裕を有していること。
- (2) 設計指針・施工指針が整備され、これらを実施することにより、本技術を用いた接合部の耐力が確保できること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあったH形断面材と補強材等の無溶接接合技術「スマートアタッチ工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2019年3月4日
2019年12月2日（変更）
2020年10月27日（軽微な変更）
2024年11月27日（更新）



記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 本工法によるSA金物・SAプレートと既存の柱・梁との取り付く部分の耐力評価式により計算される接合部耐力が、方杖材の軸力に対して耐震補強に必要な余裕を有していると判断される。
- (2) 設計指針・施工指針が整備され、これらを実施することにより、本技術を用いた接合部の耐力が確保できると判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2029年12月1日

6. 審査証明の依頼者

センクシア株式会社 住所 東京都港区東新橋二丁目3番17号